

## 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について

現在においても新型コロナウイルスの感染は拡大しており、特に若年層での感染者の増大が顕著です。また、この状況は皆さんの日々の生活やアルバイト収入にも大きく影響を与えていることと思います。

これまでも新型コロナウイルスによって影響を受けた学生等に活用いただける各種制度については本学ホームページ等でも周知し、既に受けている本学生もおられます。

今般、アルバイト休業の際等に新たに受けられる支援として、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」（令和 2 年法律第 54 号）が公布・施行されたことにより、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」が創設され、受付が開始されています。

今回の制度は、中小企業で雇用されている労働者が休業手当を受けられなかった場合に、労働者から申請することで受けられる支援となっており、この支援・給付は学生アルバイトについても対象になっています。ご利用希望の方は各自で申請してください。

制度の詳細、問い合わせ、申請方法については別紙『[新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内](#)』をご覧ください。